

日・フィンランド社会保障協定 説明会

厚生労働省年金局国際年金課
日本年金機構事業企画部国際事業グループ

この説明会資料は、2022年1月17日時点の情報に基づき作成しています。
最新の情報は、日本年金機構HP等でご確認をお願いいたします。



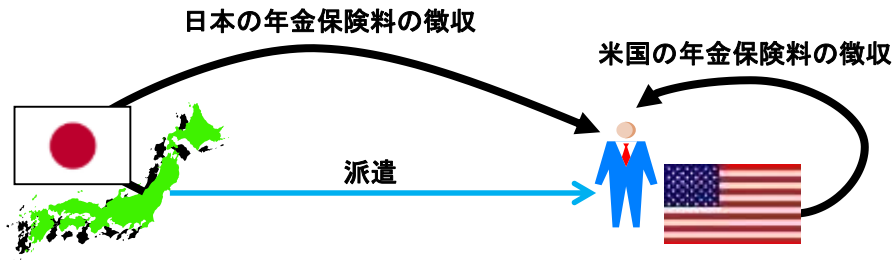
I 社会保障協定の概要

社会保障協定の概要

- 社会保障協定の目的 … 国際間の人的移動の活発化に伴う年金等に係る課題の解決
 ⇒ 年金については、年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保が課題となっている。

年金保険料の二重負担の課題

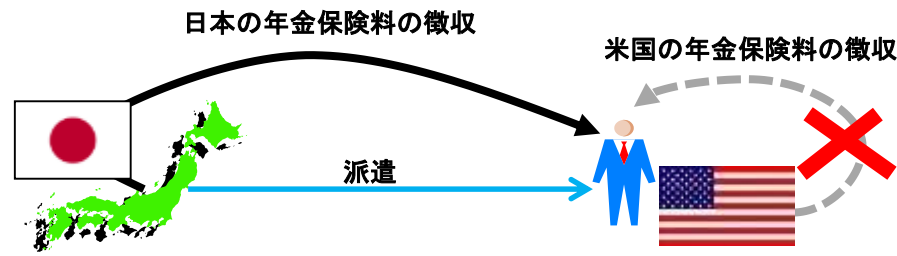
○ 協定発効前



⇒ 日本の年金保険料と米国の年金保険料の両方を払うことが必要。

適用法令の調整

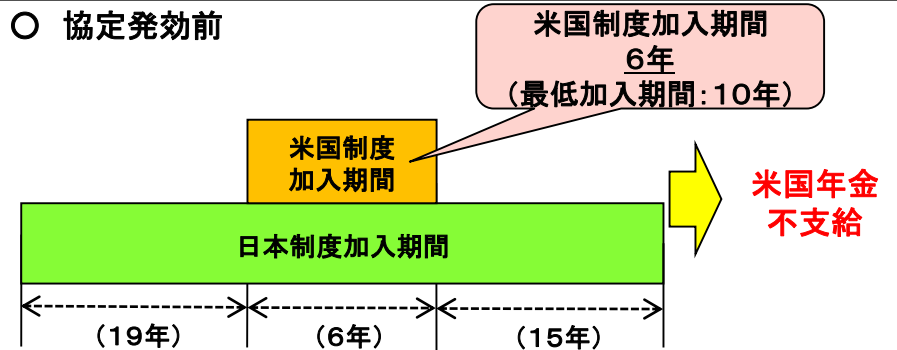
○ 協定発効後



⇒ 短期の派遣（５年間以内）の場合は、日本の制度にのみ加入し、米国制度への加入義務免除（原則は就労国でのみ加入）。

年金受給資格の確保の課題

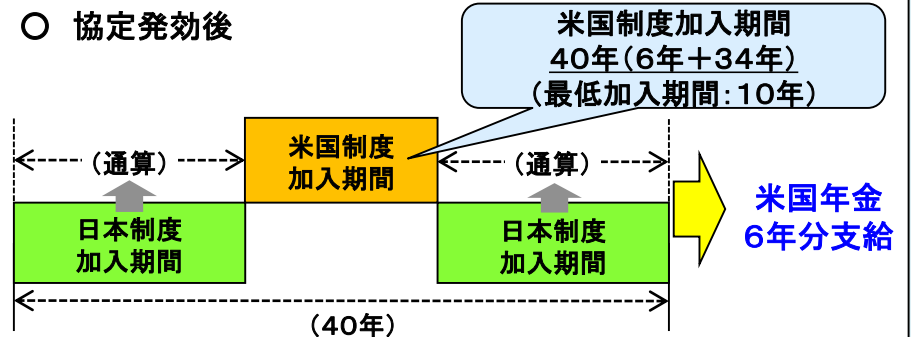
○ 協定発効前



⇒ 米国制度加入期間のみでは、米国年金の最低加入期間を満たさないため、米国年金は受給できない。

加入期間の通算

○ 協定発効後

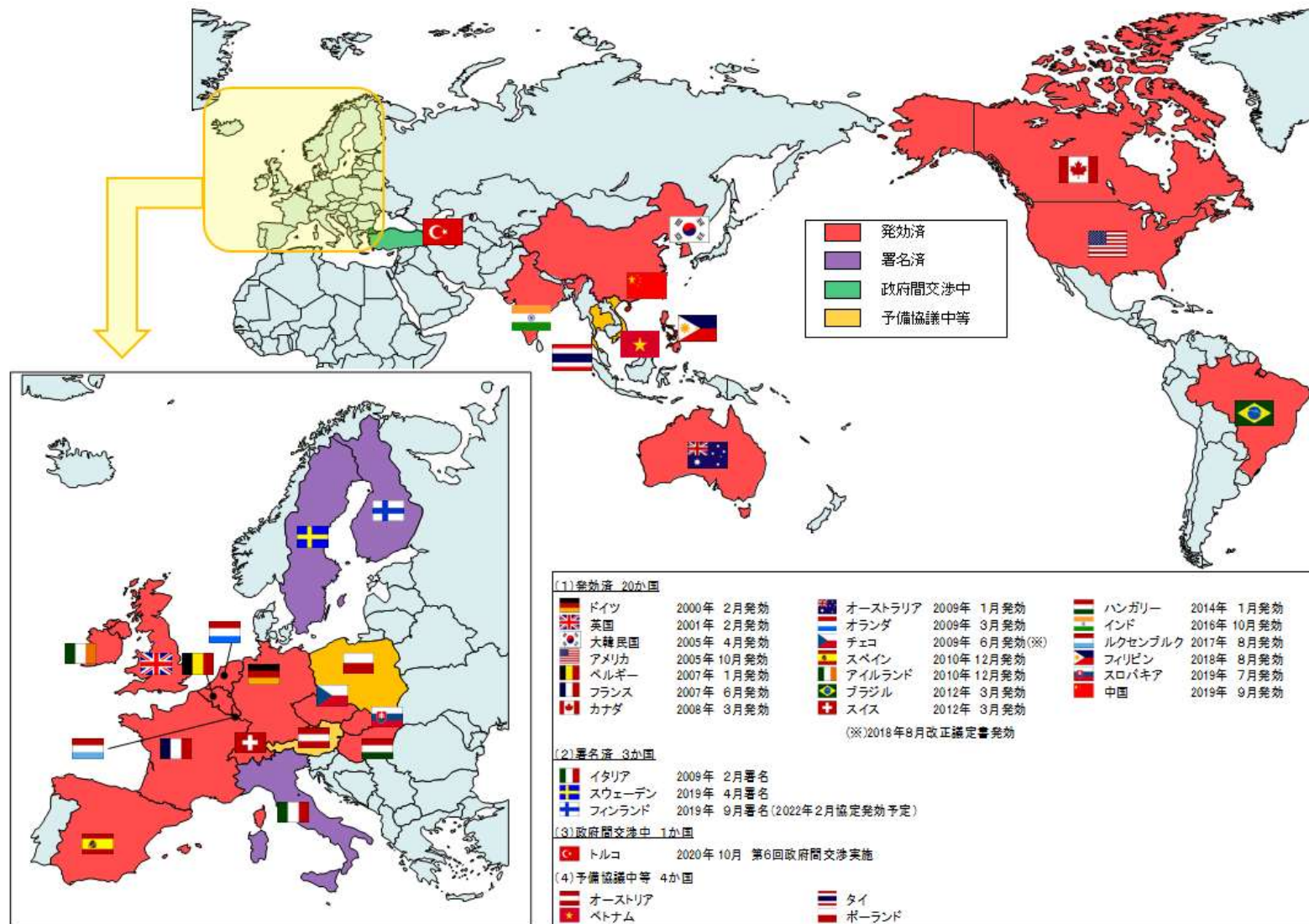


⇒ 日本制度にのみ加入していた期間（34年）が通算されることで、米国年金の最低加入期間を満たすため、米国年金を受給できる（ただし、受給額は6年分（日本の年金は34年分））。

社会保障協定の締結状況(2021年11月25日現在)

社会保障協定の締結状況

2021年11月25日現在






社会保障協定の締結状況(再掲) (2021年11月25日現在)

(1)発効済 20か国

 ドイツ	2000年 2月発効	 オーストラリア	2009年 1月発効	 ハンガリー	2014年 1月発効
 英国	2001年 2月発効	 オランダ	2009年 3月発効	 インド	2016年 10月発効
 大韓民国	2005年 4月発効	 チェコ	2009年 6月発効(※)	 ルクセンブルク	2017年 8月発効
 アメリカ	2005年 10月発効	 スペイン	2010年 12月発効	 フィリピン	2018年 8月発効
 ベルギー	2007年 1月発効	 アイルランド	2010年 12月発効	 スロバキア	2019年 7月発効
 フランス	2007年 6月発効	 ブラジル	2012年 3月発効	 中国	2019年 9月発効
 カナダ	2008年 3月発効	 スイス	2012年 3月発効		

(※)2018年8月改正議定書発効


(2)署名済 3か国

 イタリア	2009年 2月署名
 スウェーデン	2019年 4月署名
 フィンランド	2019年 9月署名(2022年2月協定発効予定)

(3)政府間交渉中 1か国

 トルコ	2020年 10月 第6回政府間交渉実施
---	----------------------

(4)予備協議中等 4か国

 オーストリア	 タイ
 ベトナム	 ポーランド



Ⅱ 日・フィンランド社会保障協定の概要

日・フィンランド社会保障協定について

発効日

2022年2月1日

対象となる社会保障制度

対象となる社会保障制度は次のとおりです。

- ◆日本 ⇒ 年金制度(国民年金、厚生年金保険)
雇用保険制度
- ◆フィンランド ⇒ 年金制度(所得比例年金)
失業保険

※日本の雇用保険制度及びフィンランドの失業保険は保険料の二重負担の解消のみ

【参考】日本年金機構HP(協定を結んでいる国との協定発効時期及び対象となる社会保障制度)

<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/kunibetsu/20131220-02.html>

日・フィンランド社会保障協定について

3つのポイント

- ① 二重負担の解消
- ② 年金保険期間の通算
- ③ 申請書の代理受理

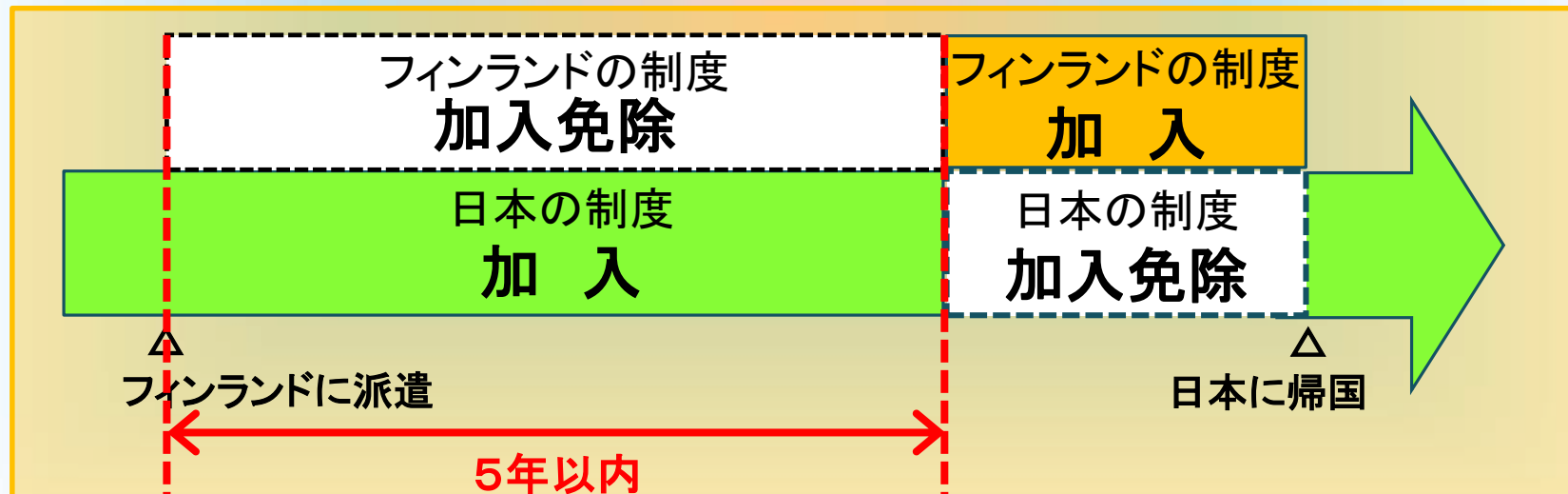
日・フィンランド社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

適用調整のルール

- 就労している国の制度のみに加入することが**原則**となります。
- ただし、一定条件(予定された派遣期間が5年を超えない等)を満たす者は、例外的に派遣元国の制度のみに加入することとなります。

《例：日本の事業所からフィンランドへ派遣される場合》



日・フィンランド社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

被用者の適用調整について

日本の事業所からフィンランドへ派遣される被用者（予定された派遣期間が5年を超えない者）がフィンランドの制度の加入を免除されるためには、次のいずれかに該当することが条件となります。

《協定第7条1(a)に該当》

- ・フィンランド国内で雇用契約を締結していないこと

《協定第7条1(b)に該当》

- ・フィンランド国内に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが、日本国内に事業所を有する雇用者の指揮の下にあること

※「日本国内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある」とは、派遣元である日本の事業主が派遣された従業員の人事管理などの措置を講じる権限を有する状態であることを指します。

日・フィンランド社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

加入免除期間の延長

- 派遣期間を5年を超えて延長する場合、申請に基づき両国関係機関間で協議し合意した場合には、派遣先国制度の加入免除期間の延長が認められます。
- ただし、その延長期間は原則として3年を超えない期間とされています。

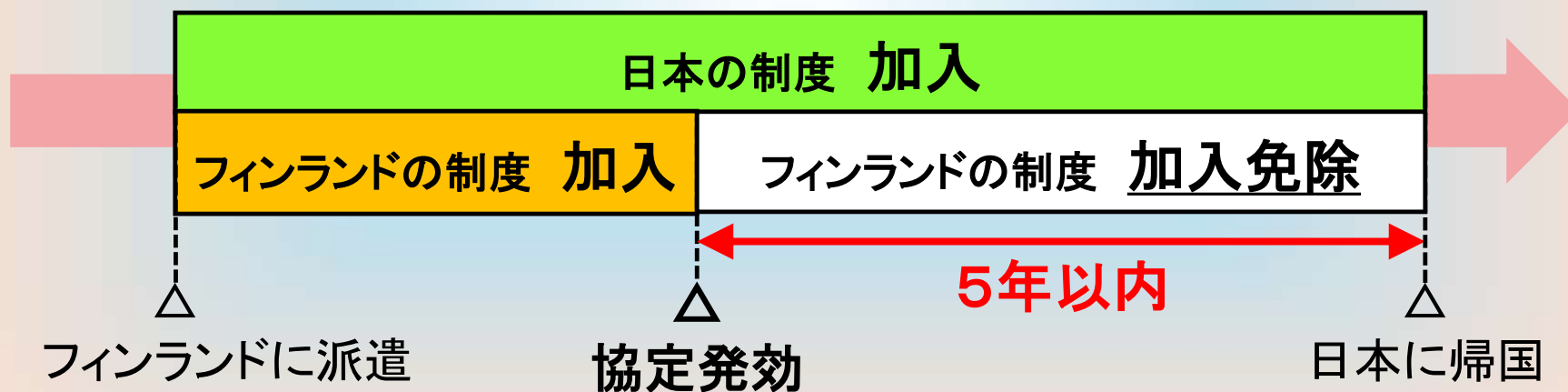
日・フィンランド社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

協定発効前から派遣されている者について

協定発効日の時点において、既にフィンランドに派遣され就労している場合、当該発効日を起算点として、予定された派遣期間が5年以内と見込まれる場合は、日本の制度のみに加え、フィンランドの制度への加入が免除されます。

※5年を超える場合は申請により延長が認められる可能性があります(P.11 参照)。



日・フィンランド社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

厚生年金保険の特例加入制度

- 日本からフィンランドに派遣された被用者のうち、フィンランドの制度のみに加入する者(当初の派遣期間が5年を超える見込みの場合、5年を超える延長が認められない場合 等)については、日本の年金制度(強制加入)が加入免除となりますが、この場合、**厚生年金保険に任意加入**することができます(特例加入制度)。
- この場合、フィンランドの年金制度(強制)及び日本の年金制度(任意)の双方に加入することになりますが、厚生年金保険に任意加入することにより、当該任意加入期間の厚生年金保険料拠出も考慮した年金給付が支給されることになります。

【参考】日本年金機構HP 厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申出書

<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/shikumi/sinseisho/tenpu.html>

日・フィンランド社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

同行する配偶者・子

フィンランドから日本に派遣された被用者が日本の制度の加入を免除されている場合、その者に同行する配偶者・子は、一定の条件を満たす場合、日本の制度の加入を免除されます（ただし、配偶者・子が日本の制度への加入を希望する場合には、その限りではありません。）。

自営業者

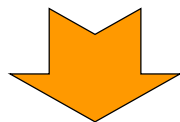
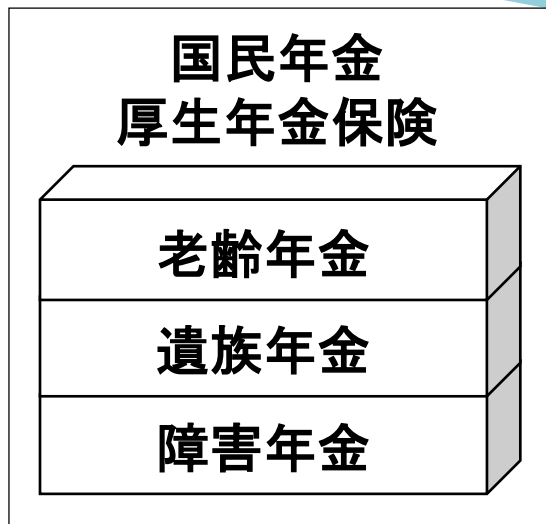
日本で自営業者として就労し、日本の年金制度に加入している者が、フィンランドで自営業者として一時的に自営活動を行う場合には、予定された自営活動の期間が5年を超えない場合は日本の年金制度のみに加入することになります（フィンランドの制度の加入は免除されます。）。

※5年を超える場合は申請により延長が認められる可能性があります（P.11 参照）。

日・フィンランド社会保障協定のポイント②

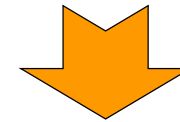
～年金保険期間の通算～

<日本の年金制度>



日本側実施機関が支給

<フィンランドの年金制度>



フィンランド側実施機関が支給

※老齢年金及び遺族年金には最低加入期間がありません。

年金給付はそれぞれの国のルールで計算され支給されます。

日・フィンランド社会保障協定のポイント②

～年金保険期間の通算～

年金保険期間の通算

- 年金の受給資格要件を満たすために、相手国の年金保険期間を算入することができます。

具体的には、

- ◆ 日本の老齢年金では、10年の最低加入期間が必要ですが、日本の期間だけでは10年を満たさない場合、日本の期間と重複しない限りにおいてフィンランドの年金保険期間を足し合わせて要件を満たすことができます。
- ◆ フィンランドの老齢年金及び遺族年金には最低加入期間はありませんが、一部の障害年金についてフィンランドの期間だけでは最低加入期間を満たさない場合、日本の年金保険期間を足し合わせて要件を満たすことができます。

日・フィンランド社会保障協定のポイント②

～年金保険期間の通算～

■ 日本の老齢年金について(ケーススタディ)

日本の年金保険期間
5年

日本の年金保険期間
4年

フィンランドの年金保険期間
7年

協定発効前

$5年 + 4年 = 9年 < 10年$ (日本の老齢年金の最低加入期間) → **不支給**

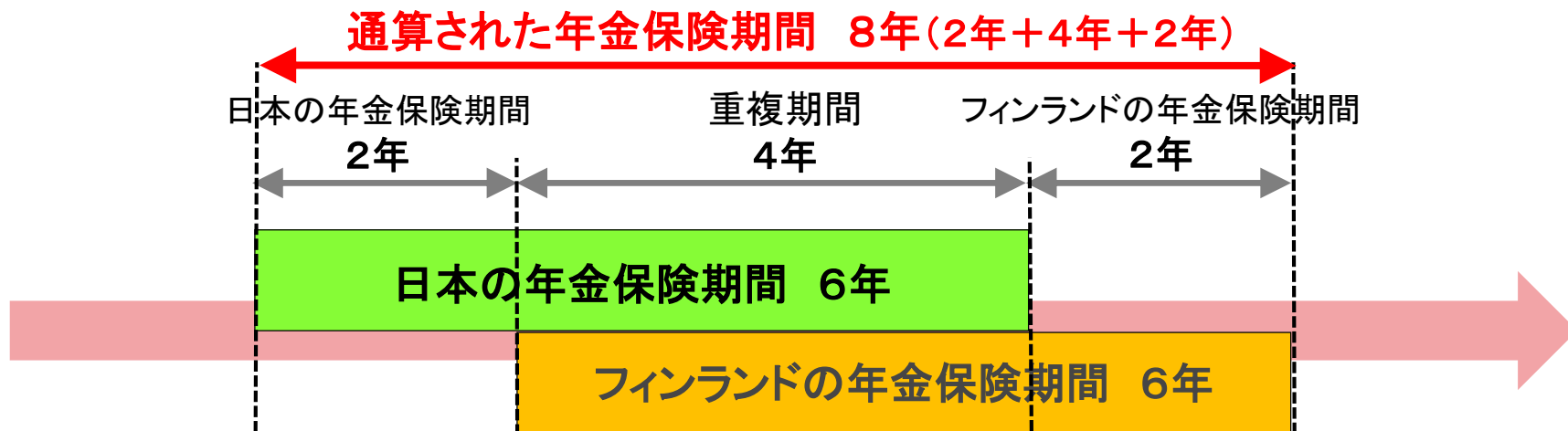
協定発効後

$9年 (5年 + 4年) + 7年 = 16年 > 10年$ (日本の老齢年金の最低加入期間) → **支給**
ただし、日本の年金給付額は日本の年金保険期間に基づいて計算されます。(上記例の場合は9年分)

日・フィンランド社会保障協定のポイント②

～年金保険期間の通算～

■ 重複する年金保険期間がある場合の扱い



両国の年金保険期間で重複した期間はダブルカウントしません。

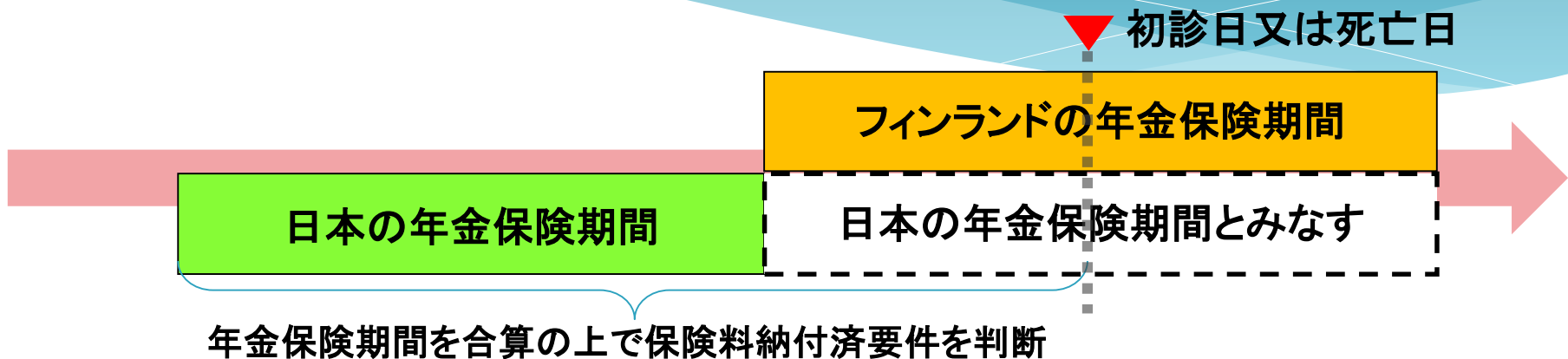
→上記例の場合には、日本の老齢年金の最低加入期間(10年)を満たしません。

日・フィンランド社会保障協定のポイント②

～年金保険期間の通算～

■ 日本の障害年金及び遺族年金について

(フィンランド年金制度に加入中に初診日又は死亡日があった場合の例)



○日本の障害年金・遺族年金には「初診日・死亡日において日本の年金制度に加入していること」という支給要件がありますが、初診日又は死亡日がフィンランドの年金制度に加入中である場合には、これらが日本の年金制度に加入中であつたものとみなすこととなります。

○日本の年金保険期間だけでは保険料納付済要件(初診日・死亡日の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が全被保険者期間の3分の2以上であること等)を満たさない場合には、フィンランドの年金保険期間を日本の年金保険期間とみなしてこの要件を満たすことができるか判断します。

日・フィンランド社会保障協定のポイント③

～申請書の代理受理～

協定発効前

- 日本年金の申請は日本の年金担当窓口へ、フィンランド年金の申請はフィンランドの年金担当窓口へ行っていただくこととなります。



協定発効後

- 日本の年金事務所の窓口で、フィンランド年金※の申請が可能となります。

※所得比例年金制度の下での老齢年金、遺族年金及び障害年金。なお、各申請書は日本年金機構のHPに掲載されています。

- フィンランドの年金担当窓口で、日本年金の申請が可能となります。



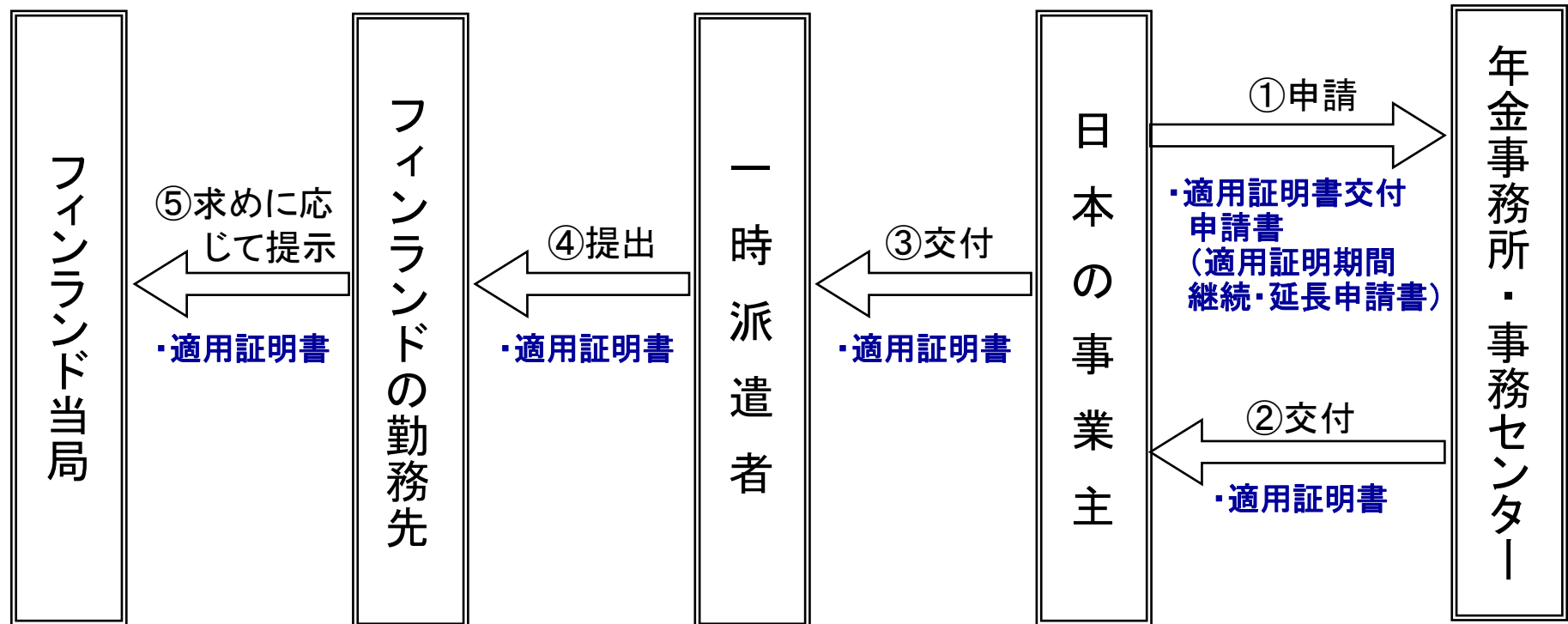
Ⅲ 日・フィンランド社会保障協定における手続き

(1) 日本からフィンランドへ派遣されて就労する場合

日・フィンランド社会保障協定の手続き～全体概要～ (日本からフィンランドへの派遣)

フィンランド制度の加入免除を受けるには、原則として派遣前に日本年金機構(年金事務所又は事務センター)から「**適用証明書**」の交付を受ける必要があります。

■ 適用証明書の交付及び加入免除にかかる手続き



日・フィンランド社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からフィンランドへの派遣)

〔フィンランドに派遣される前の手続き〕

- フィンランドへの派遣前に日本年金機構(年金事務所又は事務センター)に「**適用証明書**」の交付申請をしてください。

〔フィンランドに派遣された後の手続き〕

- フィンランドへ派遣された後は、派遣先のフィンランドの事業所へ証明書の写しを提出してください。フィンランド当局から証明書の提示を求められたときは、提示してください。
- 協定発効前よりフィンランドに派遣され就労している被用者の方については、派遣先の事業所からフィンランド当局に対してフィンランド制度の加入免除の手続きを行ってください(その際には、日本側で交付された適用証明書を提示してください)。

日・フィンランド社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からフィンランドへの派遣)

■ 適用証明書(日本側交付分)

(表)

JPHFI 1

社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定
JAPANIN JA SUOMEN TÄSÄVÄLLÄN VÄLINEN SOSIAALITURVASOPIMUS
AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF FINLAND ON SOCIAL SECURITY

フィンランドで就労する適用者向派遣者のための日本公的年金および雇用保険法の適用に関する証明書
Todistus Japanin julkisen eläkejärjestelmän sekä työttömyysturvajärjestelmän liittyvien lakien soveltamisesta Suomessa työskenteleville henkilöille
Certificate of continuing coverage under legislation concerning the Japanese public pension systems and employment insurance system for people working in Finland

*協定第7条第9条第9条2項10条及び第12条 / Sopimuksen 7.5.9.2.10 ja 12 artikla / Article 7.5.9.2.10 and 12 of the Agreement
行政協定の第3条 / Toimepanosopimuksen 3 artikla / Article 3 of the Administrative Arrangement

1 雇用者 / Työntekijä / Employee 自営業者 / Yrittäjä / Self-employed person

氏 / Sukunimi / Last Name 名 / Etunimi / First Name 生年月日 / Syntymäaika / Date of Birth
姓/名 年/月/日 年/月/日
(ローマ字 / Roomalaisilla aakkosilla / In Roman letters) 年/月/日 年/月/日

日本国における住所 / Pysyvä osoite Japanissa / Permanent address in Japan
住所 年/月/日 年/月/日

日本の基本年金番号 / Japanin peruseläinnumero / Japanese Basic Pension Number
番号 年/月/日 年/月/日

2 日本国における事業所 / Työpaikka Japanissa / Place of work in Japan
事業所名 / Yrityksen nimi / Name of company
所在地 / Osoite / Address

3 フィンランドにおける事業所 / Työpaikka Suomessa / Place of work in Finland
事業所名 / Yrityksen nimi / Name of company
所在地 / Osoite / Address

4 証明 / Todistus / Certification
上記1にあげられた者は、次の協定条文に該当するため、以下の期間、日本の公的年金制度(協定第2条第1(a))
に於いて法の適用を受ける。
Kohdassa 1 mainittuun henkilöön sovelletaan Japanin julkisen eläkejärjestelmän lainsäädäntää (Sopimuksen 2.1 (a) artikla) alla mainittuna ajankautana sikäin kun hänen tilanteensa soveltaa sopimuksen alla olevan artiklan.
The worker named in 1 is covered by the legislation concerning the Japanese public pension systems (Article 2.1 (a) of the Agreement) for the period as below, in accordance with the following Article of the Agreement.

該当条文 / Artikla / Article
期 間 / Ajanjakko / The period
年/月/日 年/月/日 年/月/日 年/月/日

5 日本年金に関する連絡機関 / Japanin eläkevakuutuksesta vastaava yhteyslaitos /
Japanese liaison agency on the pension insurance
名 称 / Nimi / Name 種 / Laime / Stamp
所 在 地 / Osoite / Address
年 月 日 / Päivämäärä / Date 年/月/日 年/月/日 年/月/日

(裏)

6 雇用保険に関する連絡機関による証明 / Yhteyslaitoksen todistus työttömyysturvavakuutuksesta
/ Certification by the liaison agency on the employment insurance

日本における事業主の方は、この欄に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)のコピーを貼付の上、一併送達される方にお進しください。
Työntekijän Japanissa pitää liittää tähän (työntekijälle tarkoitettua) ilmoituksen kopio oikeudesta työttömyysturvavakuutukseen sekä toimittaa tämä todistus lähettäväksi olevalle henkilölle.
The employer in Japan should put a photocopy of the employment insurance notification (for employer) in this space and send this certificate to the detached employee.

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)
貼付欄

(注意事項)

- この証明書は、あなたが日本の公的年金制度及び雇用保険制度に接続して適用されていることを証明するものです。
この証明書は、証明期間中、フィンランドの公的年金制度及び失業保険制度の適用が免除される期間となりますので、大切に保管してください。
- 派遣先のフィンランドの事業所へ証明書の写しを提出してください。フィンランドの当局から証明書の提示を求められたときは、提示してください。
- この証明書を紛失またはき壊したとき、もしくは記載内容に変更が生じたときは、直ちに、この証明書を発給した日本の連絡機関に再交付の申請をしてください。
- この証明書の証明期間が、不慮の事情により延長となるとときは、証明期間が終了する前に、この証明書を発給した日本の連絡機関にご相談ください。

HUOM!

- Tämä todistus todistaa sinun olevan Japanin julkisen eläkejärjestelmän sekä työttömyysturvavakuutusjärjestelmän alainen. Tämä on todistus siitä, ettei sinun kyseisenä aikana sovelleta Suomen lainsäädäntä eläkevakuutusjärjestelmää eikä työttömyysturvajärjestelmää. Säilytä tämä huolellisesti.
- Toiminta todistuksen kopio työnantajalle Suomessa. Näytä tämä todistus Suomen viranomaisille, mikäli sitä pyydetään.
- Jos olet vahingossa kadottanut todistuksen, tai se on vahingoittunut, tai sen sisältö on tullut muutoin, sinun tai työnantajasi Japanissa pitää heti hakea uutta todistusta Japanin yhteyslaitokselta, joka on myöntänyt tämän todistuksen.
- Jos jostain odottamattomasta syystä tämän todistuksen ajanjakko tarvitsee pidentämistä, sinun tai sinun työnantajasi pitää kysyä ennen todistuksen voimaaseton umpeutumista neuvoa Japanin yhteyslaitokselta, joka on myöntänyt tämän todistuksen.

Note

- This certificate is to certify that you are continuously covered under the Japanese public pension systems and employment insurance system. This is evidence proving that you are exempt from the legislation on compulsory coverage of Finland for the certificated period. You should keep it at hand.
- Please submit a photocopy of this certificate to the office you work in Finland. In case you are requested to present the certificate by an authority in Finland, please do so.
- In case that you lost or accidentally tear this certificate or there is any change in the contents, you or your employer in Japan should immediately submit an application for re-issuing or updating this certificate to the liaison agency in Japan which issued this certificate.
- In case that the period of detachment specified in the certificate needs to be extended for unexpected reasons, you or your employer should consult with the liaison agency in Japan which issued this certificate.

日・フィンランド社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からフィンランドへの派遣)

【記入の注意点】

⑫フィンランドにおける事業所の名称、
⑬フィンランドにおける事業所の所在地、
⑩被保険者氏名はローマ字(大文字ブ
ロック体)で記入してください。

「日本の事業所から派遣された被用
者が、派遣元事業主の命によりフィ
ンランド国内で就労する」に該当する
場合、「130」に✓を記入してください。

⑩就労の開始予定年月日は、協定の
発効日(2022年2月1日)以降です。

最長5年間相手国制度の加入が免除
されます。
このため、就労の開始年月日が協定
発効日の2022年2月1日の場合、⑩就
労の終了予定年月日は最長で2027年
1月31日です。

日・フィンランド社会保障協定 厚生年金保険・雇用保険 適用証明書交付申請書

令和 年 月 日提出

① 事業所の記号 ② 被保険者整理番号 ③ 生年月日 ④ 個人番号(又は基礎年金番号)

01- いろは 1234 63 04 01 XXXXXXXXXX

⑤ 被保険者氏名 ⑥ 性別 ⑦ 日本国内における基礎年金番号 ⑧ 協定発効日

年金 太郎 168-XXXX 東京都杉並区高井戸西X-Y-Z 021

⑨ 就労の形態

130 日本国内の事業所からフィンランド国内の事業所へ一時的に1年以内の派遣に派遣され、次のいずれかに該当する場合
 ・フィンランド国内で雇用契約を締結していない(協定発効日以後)
 ・フィンランド国内の事業所の雇用者と雇用契約を締結しているが、日本国内の事業所の雇用の関係の下に
 いる(協定発効日以後)
 00 就労先としてフィンランド国境の海上航行船舶において就労するが、雇用者の所在地が日本である場合
 (協定発効日以後)
 130 就労先の被用者として就労し、日・フィンランド両国の制度が適用されるが、雇用者の所在地が日本である場合
 (協定発効日以後)
 134 上記以外でフィンランド国内の事業所で就労するが、フィンランドの制度が適用されることにより不利となる場合
 (協定発効日以後)
 *1 番号1欄の2の5分未満は省略するか具体的に記入してください。

⑩ 就労の開始予定年月日 ⑪ 就労の終了予定年月日

2022.02.01 2027.01.31

日・フィンランドにおける事業所の名称 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。

IROHA XXX S.R.O.

日・フィンランドにおける事業所の所在地 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。

HLAVNE NAMESTIE X, XXX XX BRATISLAVA FINLAND REPUBLIC

⑫ 被保険者氏名 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。

NENKIN TARO

裏面を参照したうえで、上記のとおり申請します。

168-XXXX
東京都杉並区高井戸西X-Y-Z
株式会社 イロハ商事
代表取締役 色葉 正二
03 XXXX XXXX

※日本年金機構のホーム
ページから入手可能

適用証明書には日本年金機構に届
出されている住所が表示されます。
日本年金機構に届出されている住所
と異なる住所を希望する場合、住所
変更届の提出が必要です。

⑫フィンランドにおける事業所の名称
は、50文字を超える場合は手書きと
なります。可能な限り、50文字以内と
していただくようご協力をお願いします。

⑬フィンランドにおける事業所の所在
地は、75文字を超える場合は手書き
となります。建物名や国名を省略する
等、可能な限り、75文字以内として
いただくようご協力をお願いします。

日・フィンランド社会保障協定の手続き～加入免除期間の延長～ (日本からフィンランドへの派遣)

加入免除期間の延長の手続き

日本の事業主から日本年金機構(年金事務所又は事務センター)に対して「**適用証明期間継続・延長申請書**」を提出してください。

〔加入免除期間の延長について(再掲)〕

- 派遣期間が5年を超える場合、申請に基づき、両国関係機関間で協議し合意した場合には、派遣先国制度の加入免除期間の延長が認められます。
- ただし、延長期間は原則として3年を超えない期間とされています。



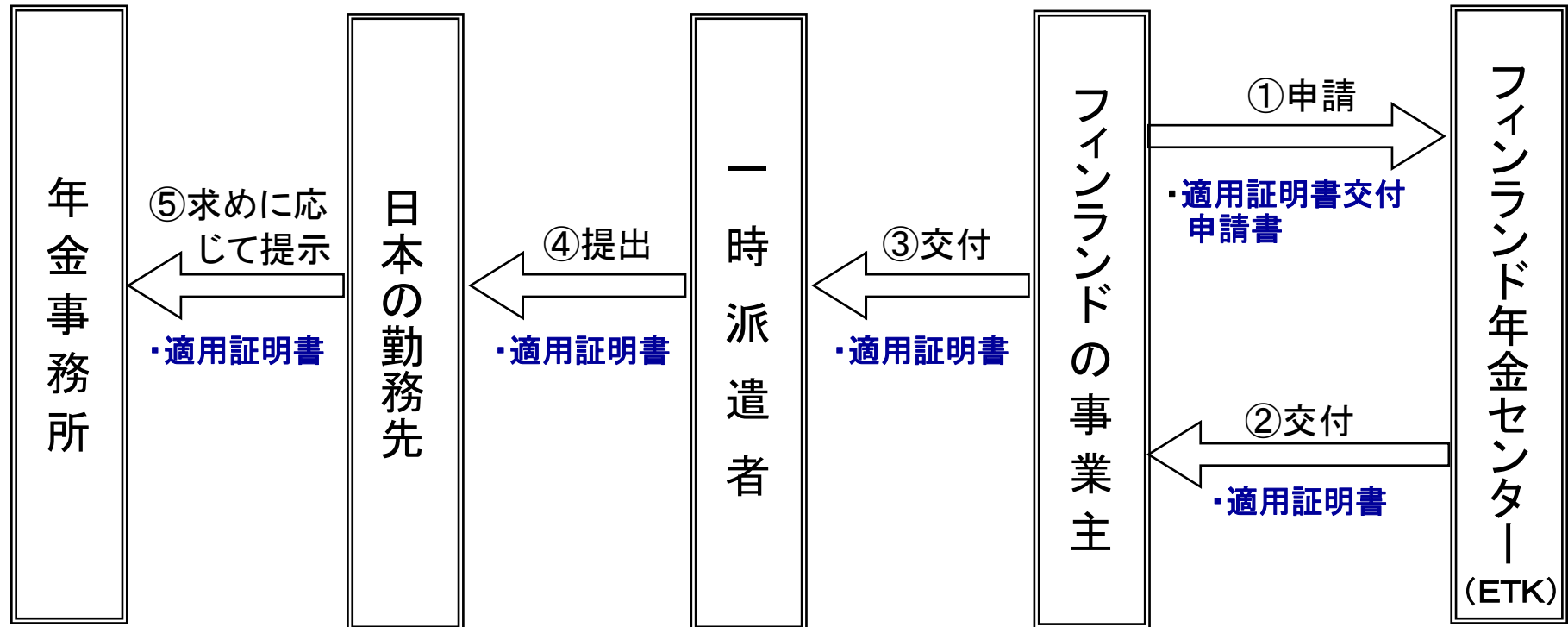
Ⅲ 日・フィンランド社会保障協定における手続き

(2) フィンランドから日本へ派遣されて就労する場合

日・フィンランド社会保障協定の手続き～適用証明書～ (フィンランドから日本への派遣)

日本制度の加入免除を受けるには、原則として派遣前にフィンランド年金センター(ETK)から「**適用証明書**」の交付を受ける必要があります。

■ 適用証明書の交付及び適用免除にかかる手続き



日・フィンランド社会保障協定の手続き～適用証明書～ (フィンランドから日本への派遣)

〔日本に派遣される前の手続き〕

- 日本への派遣前にフィンランド年金センター(ETK)に「適用証明書」の交付申請をしてください。

〔日本に派遣された後の手続き〕

- 日本への派遣後は、求めに応じ、日本の年金事務所に対してフィンランドで交付された適用証明書を提示してください。
- 協定発効前より日本に派遣され就労している被用者の方は、フィンランドで交付された適用証明書を日本の年金事務所等に提示のうえ、「資格喪失届」を提出してください。

<「厚生年金保険 被保険者資格喪失届」の記入の留意点>

「⑥喪失(不該当)原因」欄では、
「11. 社会保障協定」を選択してください。

⑥ 喪失 (不該当) 原因	4. 退職等 (令和 年 月 日退職等)
	5. 死亡 (令和 年 月 日死亡)
	7. 75歳到達(健康保険のみ喪失)
	9. 障害認定(健康保険のみ喪失)
	11. 社会保障協定

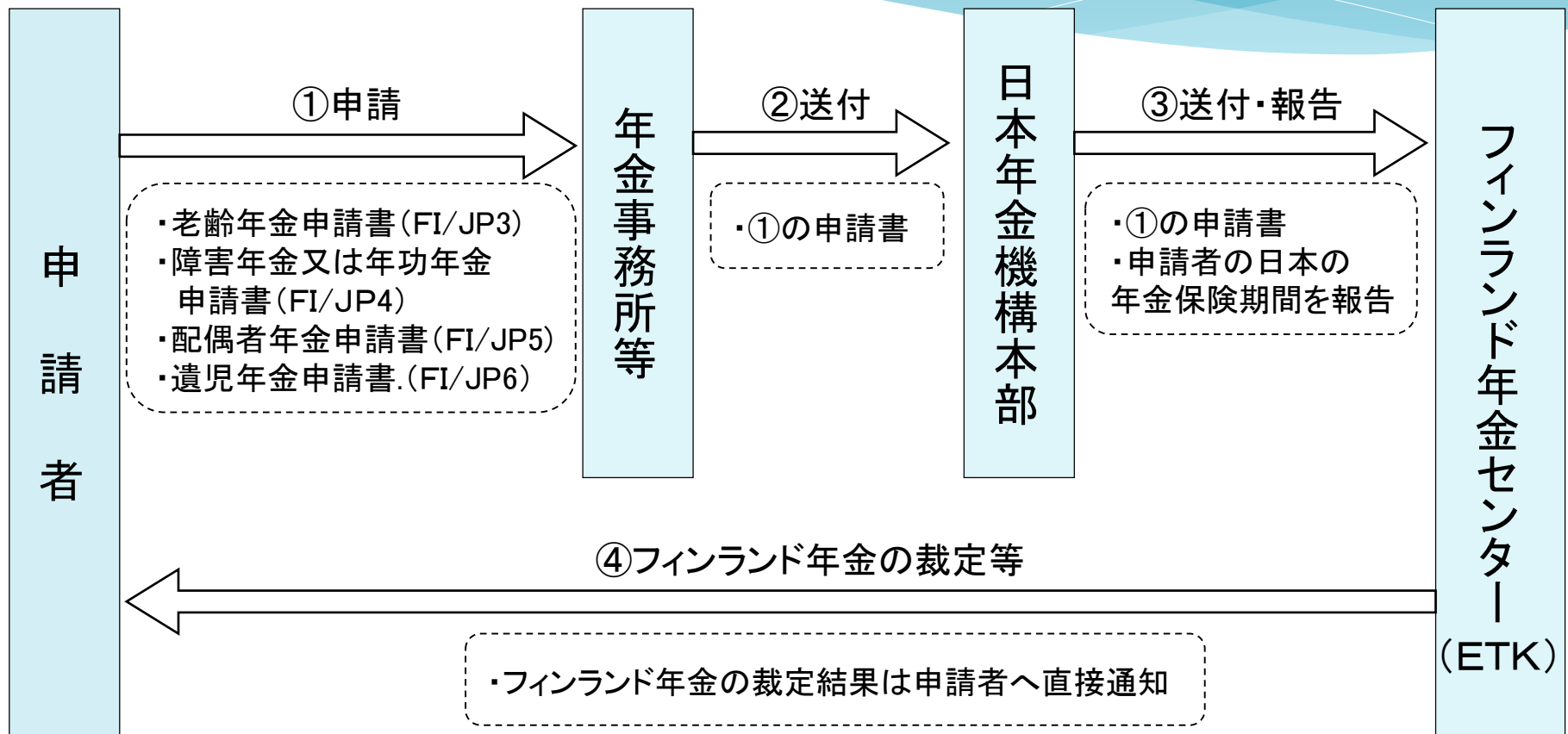
日・フィンランド社会保障協定の手続き～適用証明書～ (フィンランドから日本への派遣)

■ 適用証明書(フィンランド側交付分)

Suomen tasavallan ja Japanin välinen sosiaaliturvasopimus Agreement between the Republic of Finland and Japan on Social Security 社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との協定		FI/JP1
Sovellettavaa lainsäädäntöä koskeva todistus Certificate of coverage 適用証明書	Sopimuksen 7, 8, 9, 2, 10 ja 12 artiklat Articles 7, 8, 9, 2, 10 and 12 of the Agreement 協定第7条、第8条、第9条2、第10条及び第12条 Tömsäspänsopimuksen 3 artikla Article 3 of the Administrative Arrangement 行政取決第3条	
1. Työntekijä tai yrittäjä/Employed or self-employed person 被用者又は自営業者		
Sukunimi/Surname 姓	Sukupuoli/Sex 性別 mies/male 男 nainen/female 女	
Esimimet/Given names 名		
Syntyänpäivä/Date of birth 生年月日	Suomen henkilötunnus/ Finnish personal identity code/ フィンランドの個人識別コード	
Osoite Suomessa/ Address in Finland/ フィンランドの住所		
Sähköpostiosoite/ E-mail address/ メールアドレス		
2. Työnantaja Suomessa/Employer in Finland/ フィンランドの雇用主		
Nimi tai toiminta/ Name of employer/ 雇用主名		
Osoite/ Address 住所		
3. Työntekijä tai yrittäjä on työssä Japanissa/ The employed or self-employed person is working in Japan for a period/ 被用者又は自営業者は下記の期間日本で就労しています。		
Mistä/ From 自		Mihin/ To 至
4. Yritys Japanissa/ Firm in Japan 日本 の会社		
Nimi tai toiminta/ Name of employer or firm/ 雇用主名又は会社名		
Osoite/ Address 住所		
5. Vakuutettu henkilö pysyy Suomen lainsäädännön piirissä kohdassa 3 mainittuna aikana. Todistus on annettu sopimuksen seuraavan artiklan perusteella: Insured person shall be subject to the legislation of Finland for a period mentioned in box 3. Certificate is issued according to the following Article of the Agreement: 被保険者は項番3に記載された期間フィンランドの法律に従うものとします。証明書は協定の次の条に従って発行されます。		
<input type="checkbox"/> Artikla/Article / 条 7.1 <input type="checkbox"/> Artikla/Article / 条 7.2 <input type="checkbox"/> Artikla/Article / 条 7.3 <input type="checkbox"/> Artikla/Article / 条 7.4 <input type="checkbox"/> Artikla/Article / 条 8.1 <input type="checkbox"/> Artikla/Article / 条 8.2 <input type="checkbox"/> Artikla/Article / 条 9.2 <input type="checkbox"/> Artikla/Article / 条 10 <input type="checkbox"/> Artikla/Article / 条 12.1 <input type="checkbox"/> Artikla/Article / 条 12.2		
Allekirjoitus/Signature 署名		
Päiväys/Date 日付		Eläketurvakeskuksen Jäsen Stamp of the Finnish Centre for Pensions/ フィンランド年金センターの印
Allekirjoitus/Signature 署名		
ELÄKETURVAKESKUS		

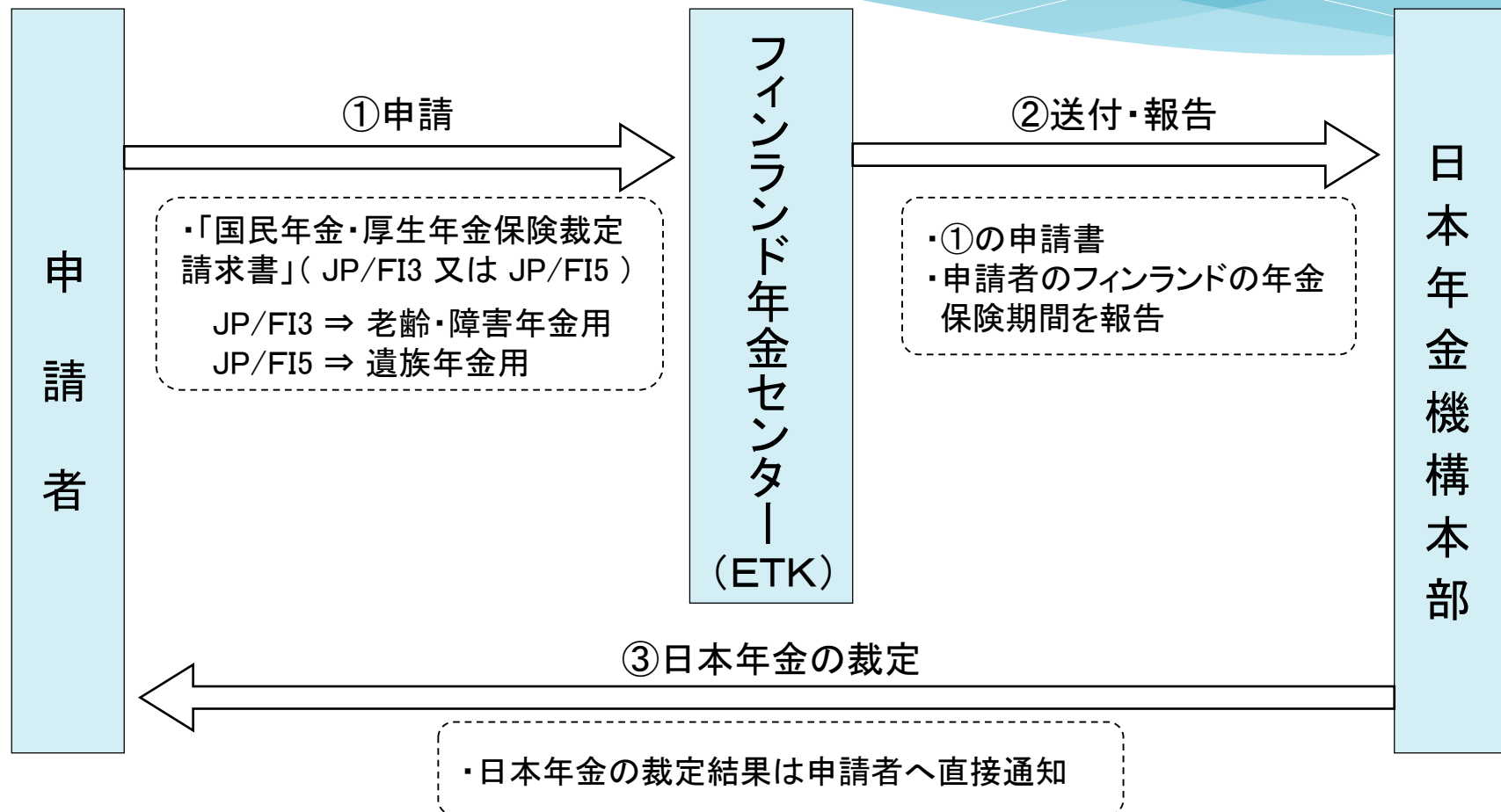
日・フィンランド社会保障協定の手続き ～フィンランド年金の申請～

- フィンランドの年金保険期間を有する日本居住者が、フィンランドの年金を請求する場合の流れ



日・フィンランド社会保障協定の手続き ～日本年金の申請～

- 日本の年金保険期間を有するフィンランド居住者が、日本の年金を請求する場合の流れ



IV 各種お問い合わせ先

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoku/shaho-kyotei/>

または

日本年金機構 社会保障協定

検索



- 社会保障協定の概要・手続きを説明
- 各申請書が入手可能
- 協定相手国のホームページのリンク先を掲載

- 直近の協定発効状況を掲載

The screenshot shows the 'Social Security Agreements' page on the Japan Pension Service website. The page title is '社会保障協定' (Social Security Agreements). It includes a search bar at the top right and a navigation menu. The main content area is titled '社会保障協定' and contains the following text:

社会保障協定とは何ですか？ 社会保障協定を締結する背景・目的

国際的な交流が活発化する中、企業から派遣されて海外で働くことや、将来を海外で生活される方が年々増加しています。海外で働く場合は、働いている国の社会保障制度に加入をする必要がありますが、日本から海外に派遣された企業駐在員等については、日本の社会保障制度との保険料と二重に負担しなければならない場合が生じています。また、日本や海外の年金を受け取るためには、一定の期間その国の年金に加入しなければならない場合があるため、その国で負担した年金保険料が年金受給につながらないことがあります。

社会保障協定は、以上を踏まえ、

- ・「保険料の二重負担」を防止するために加入すべき制度を二重額で徴収する（二重加入の防止）
- ・年金受給資格を確保するために、両国の年金制度への加入期間を連携することにより、年金受給のために必要とされる加入期間の要件を満たしやすくする（年金加入期間の減免）

ことを目的として締結しています。

各国との社会保障協定発効状況及び協定相手国の情報

2019年10月1日時点における、社会保障協定の発効状況は以下のとおりです。日本は23ヶ国と協定を署名済みで、うち20ヶ国は発効済みです。
(注) 英国、韓国、イタリア（未発効）及び中国との協定については、「保険料の二重負担防止」のみとなります。

協定が発効済の国

以下をクリックすると協定相手国ごとの情報（リンク）をご覧いただけます。

 ドイツ	 英国	 韓国
 アメリカ	 ベルギー	 フランス

日本年金に関する問い合わせ先

- 一般的な年金相談に関するお問合せ（ねんきんダイヤル）
（日本国内からおかけになる場合には）

0570-05-1165（ナビダイヤル）

（海外からおかけになる場合等には）

+81-3-6700-1165（一般電話）

※通話料は発信者負担となります。

※受付時間等の詳細は日本年金機構のHPでご確認ください。

- 外国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語・ネパール語）の通訳サービスを利用した相談（年金事務所窓口・電話）も可能です。詳しくは日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>）をご覧ください。

フィンランド年金に関する問い合わせ先

フィンランド年金センター
ELÄKETURVAKESKUS
Finnish Centre for Pensions

<https://www.tyoelake.fi/>

(フィンランド語・英語・スウェーデン語・
エストニア語・ロシア語)